

長浜水道企業団職員旧姓使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(旧姓の使用)

第2条 職員は、企業長の承認を受けて、文書等（次の各号に掲げるものを除く。）、に旧姓を使用することができる。

- (1) 税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行その他外部の機関に支障を及ぼす恐れのあるもの
- (2) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの
- (3) 人事給与関係文書で電子計算システムの変更が必要となるもの
- (4) その他職務遂行上または事務処理上、誤解や混乱を生ずる恐れのあるもの

(旧姓使用の承認の申請)

第3条 職員は、前条の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めたため長浜水道企業団職員就業規則(平成6年上水道規則第4号)第7条の規定に基づき氏名、住所変更届を届け出る際に、または当該届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して企業長に提出しなければならない。

2 採用時において既に婚姻等により戸籍上の氏を改めている職員が、前条の承認を受けようとするときは、前項の旧姓使用承認申請書に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添付して所属長を経由して企業長に提出しなければならない。

(旧姓使用の承認等)

第4条 企業長は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上または事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。

2 企業長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を経由して当該承認を受けた者（以下「旧姓使用者」という。）に通知するものとする。

(承認の取消)

第5条 企業長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上または事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。

(旧姓使用の中止)

第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して企業長に提出しなければならない。

(旧姓使用者等の責務)

第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に住民または職員に混乱が生じないよう努めなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

付 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

旧姓使用承認申請書

令和 年 月 日

長浜水道企業団企業長 様

所 属 _____

職・氏名 _____

（戸籍上の氏名）

下記のとおり旧姓を使用したいので、長浜水道企業団職員旧姓使用取扱規程第3条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 氏を改めた年月日 年 月 日
- 3 改めた後の氏

| | |
|--------|----------|
| 所属長経由欄 | 所属長 職・氏名 |
|--------|----------|

旧姓使用承認通知書

令和 年 月 日

様

長浜水道企業団企業長

令和 年 月 日付けで申請のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 使用する旧姓

2 使用開始年月日 年 月 日

3 旧姓の使用を承認しない文書等

- (1) 税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行その他外部の機関に支障を及ぼす恐れのあるもの
- (2) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの
- (3) 人事給与関係文書で電子計算システムの変更が必要となるもの
- (4) その他職務遂行上または事務処理上、誤解や混乱を生ずる恐れのあるもの

旧姓使用中止届

令和 年 月 日

長浜水道企業団企業長 様

所 属 _____

職・氏名 _____

（戸籍上の氏名）

下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、長浜水道企業団職員旧姓使用取扱規程第6条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 使用を中止する旧姓
- 2 使用を中止する理由

| | |
|--------|----------|
| 所属長経由欄 | 所属長 職・氏名 |
|--------|----------|